

屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の規定による区間及び区域の指定（桑名市）

令和2年4月1日桑名市告示第103号

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。）条例第3条第1項第5号に規定する区間並びに同項第6号及び第4条第1項第5号に規定する区域を三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年三重県条例第2号）第2条第2項の規定に基づき、次のように定める。

1 条例第3条第1項第5号の区間（道路の禁止区間）

路線名	禁止区間
一般国道421号	桑名市西別所地内の一般国道258号との交点から同市星川地内の県道星川西別所線との交点まで
県道立田長島インター線	県道水郷公園線との交点から愛知県境まで
県道水郷公園線	国道1号との交点から県道立田長島インター線との交点まで
県道桑名海津線	全区間

2 条例第3条第1項第6号の区域（道路に接続する地域の禁止区域）

- (1) 高速自動車国道の全区間の両側500メートル以内の区域で当該区間内の道路から見える地域
- (2) 1の表の禁止区間の欄に掲げる道路の区間の両側100メートル以内の区域で当該区間内の道路から見える地域

3 条例第4条第1項第5号の区域（電柱、街灯柱等への掲出を禁止する区域）

国道及び都市計画区域内の主要地方道（道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定に基づき国土交通大臣が指定した主要な県道をいう。）の交差点に設置されている交通信号機から10メートル以内の区域のうち当該道路の区域

附 則

この告示は、公布の日から施行する。